

第1章

「人権行政指針」の策定にあたって

1 指針策定の背景

(1) 指針策定の経緯

20世紀において人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、戦争が如何に人権を侵害するものであるか、また平和が如何にかけがえのないものであるかを学びました。その反省と平和を願う世界的な取組により世界のすべての人とすべての国が達成すべき人権の共通基準となる「世界人権宣言(昭和23年(1948年))」が国連で採択されました。その後、すべての人々が自由と権利とを普遍的に享有できる社会の実現に向けた取組が世界中でなされてきました。

北九州市は、まちづくりの基本構想である「北九州市ルネッサンス構想」の中に五つの都市像を掲げ、その都市像の一つである「健康で生きがいを感じる福祉・文化都市」を目指し、すべての市民が、それぞれに生きがいや生活の充実感を感じ、平和で心豊かな生活を送ることができるように各施策に取り組んでいます。その中でも、特に市政の重要な課題として「人権意識の高揚と差別の解消」を掲げ、「世界人権宣言」に謳われた「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という理念の実現に向けて努力をしてきました。

人権教育・人権啓発の推進に関しては、平成9年(1997年)に市長を本部長とした「北九州市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成10年(1998年)10月に「人権教育のための国連10年北九州市行動計画」を策定し、「こころの『もやい』を大切にするまちづくり」「いのちと環境の調和を目指すまちづくり」という2つの柱を掲げた基本理念の実現に向けて、様々な施策を進めてきましたが、この計画は平成16年(2004年)12月で終了しました。

また、平成14年(2002年)3月に同和問題解決のための「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(いわゆる地対財特法)」が失効すること等から、同年2月に「北九州市人権・同和行政の基本方針」を策定しました。その中でこれまでの同和問題解決の取組の成果と課題を踏まえて「同和問題を人権問題という本質からとらえ、これまでの同和問題解決への取組をあらゆる人権に関する問題の解決につなげていくという未来への大きな広がりを持った創造的、発展的な見地に立って、人権を尊重したまちづくりを目指す」という方針を明

らかにしました。

こうした状況から、平成15年(2003年)7月、「北九州市人権施策審議会」を設置し「人権文化の創造を目指したまちづくりについて」諮問し、平成17年(2005年)2月2日に答申を受けました。

「人権教育のための国連10年北九州市行動計画」の取組状況や北九州市人権施策審議会答申を踏まえ、北九州市が21世紀に進める「人権文化のまちづくり」のための「人権行政指針」を策定しました。

(2) 指針の位置付け

この「人権行政指針」は、人権を尊重するという文化が北九州市民の日常生活の中に築かれ、まちづくりの主役である市民と北九州市とが力をあわせて「人権文化のまちづくり」を進めていくための理念や基本的な視点、施策の方向性を明らかにしています。

「北九州市ルネッサンス構想」に掲げる「人権意識の高揚と差別の解消」を目指し、「人権文化のまちづくり」を進めるための指針です。また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」に示された地方公共団体の責務を踏まえ、本市の人権教育・人権啓発の総合的な推進を図るための指針でもあります。

また、本指針は、平成14年(2002年)2月に策定した「北九州市人権・同和行政の基本方針」の中で、本市が目指すこととした「人権を尊重したまちづくり」を実現するための理念や基本的な考え方、施策の方向性を掲げたものです。

今後は本市が行うすべての施策の計画策定や事業の推進にあたって、本指針に掲げた理念や基本的な考え方を踏まえることにより、人権が尊重されるまちの実現に努めます。

本指針を踏まえて行う「人権文化のまちづくり」の推進策については、計画的に取り組むとともに、人権を取り巻く国内外の状況の変化や国等の動向等を踏まえ、本指針は必要に応じて見直しを行いながら「人権文化のまちづくり」を進めていきます。

2 人権を取り巻く状況

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、様々な施策が推進されています。

日本固有の人権問題である同和問題の解決を図るために、国は昭和44年(1969年)「同和対策事業特別措置法」を制定し、以降33年間にわたって早期解決に向けて特別対策を実施してきました。

平成8年(1996年)に出された地域改善対策協議会の意見具申の中で、同和問題解決への取組を今後はあらゆる人権問題の解決に向けた取組として進める必要性が述べられています。さらに、「これまでの同和教育や啓発活動の中で培われてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべきである」と人権教育・人権啓発の重要性についても述べられています。

平成12年(2000年)12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14年(2002年)3月には、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

また、国連において「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、平成9年(1997年)、「人権教育のための国連10年国内行動計画」を策定し、あらゆる差別が解消されるような人権教育・人権啓発の取組もなされてきました。

「人権教育のための国連10年国内行動計画」に例示された個別の重要課題ごとに見てみると、例えば、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（いわゆるストーカー規制法）」(平成12年(2000年))や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）」(平成13年(2001年))の制定及び同法の一部改正(平成16年(2004年))、その他「児童虐待の防止等に関する法律（いわゆる児童虐待防止法）」の改正(平成16年(2004年))等課題の解決に向けて法整備が進められています。

また、犯罪における被害者保護の必要性から「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（いわゆる犯罪被害者保護法）」(平成12年(2000年))や「犯罪被害者等基本法」(平成17年(2005年)4月)の制定等がなされました。近年のインターネットの普及により、ホームページ等を悪用した人権侵害の防止のため「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆるプロバイダー法）」(平成14年(2002年))や個人情報の保護に関する「個人情報の保護に関する法律（いわゆる個人情報保護法）」(平成15年(2003年))の制定等もなされています。

新たな人権課題としては、性同一性障害やホームレス、人身売買等が顕在化しており、性同一性障害者に関しては性別変更を可能にした「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（いわゆる性同一性障害者性別特例法）」（平成16年（2004年））、ホームレスの人権に関しては自立支援や人権擁護に関する「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（いわゆるホームレス自立支援法）」（平成14年（2002年））が制定されています。外国人女性の人身売買の防止に関しては平成16年（2004年）12月に「人身取引対策行動計画」が閣議決定され、関係法令の改正が進められています。

さらに現在は、様々な人権侵害の被害者に対して実効性のある救済を図るための法制化の動きがあります。

一方、経済活動のグローバル化や国際的な人権・環境問題への関心の高まりの中、企業が社会に果たすべき責任（Corporate Social Responsibility = CSR）の重要性がクローズアップされており、国内外の企業で人権尊重や環境保護、企業倫理や法令遵守（コンプライアンス）など様々なCSRへの取組が行われています。

3 北九州市の人権に関する取組状況

これまで北九州市は、全国に先駆けて「身体障害者福祉モデル都市宣言」（昭和48年（1973年））を行い、障害者施策を市政の重要な柱として推進したのをはじめとして、同和行政を計画的かつ主体性を持って総合的に推進するための「北九州市同和対策総合計画」（昭和59年（1984年））の策定、女性に関する施策を体系的に推進するための「北九州市女性プラン」（平成2年（1990年））の策定など、個別の人権課題解決にあたっては、それぞれの分野の法令や計画等に基づき積極的、計画的に施策を推進してきました。

特に人権教育・人権啓発については、その重要性から「人権教育のための国連10年北九州市行動計画」（平成10年（1998年））を策定し、市民一人ひとりの人権尊重の心をはぐくむことで人権尊重の精神に満ち溢れた北九州市の実現を目指し、様々な施策を推進してきました。

5年ごとに実施している人権に関する市民意識調査の最新の結果（平成12年（2000年））では、「人権を侵害されたと思ったことがあるか」との問に対して3割を超える人が「侵害されたことがある」と回答しており、前回の調査（平成7年（1995年））より約10ポイント上昇しています。また、「人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるためには、今後どのような取組を行えばよいと思うか」との問に対しては、「学校教育の中で人権を大事にする心を育てる」、「差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善する」、「家庭の中で人権を大事にする心を

育てる」という項目が高い比率を示しており、社会の仕組みの改善や学校教育、家庭教育における取組が期待されているといえます。なお、人権に関する情報に接する回数が多いほど人権問題についての理解や関心度が高くなる傾向があります。

今後も市民の人権への関心が高まり、人権に関する新たな課題が生じることから、今日的課題を踏まえた解決への取組の重要性が増してきます。

個別の人権課題に対する北九州市の取組は以下のとおりです。

【同和問題】

我が国固有の人権問題である同和問題は、日本社会の中で長い間続いた部落差別によって生じた、人間のいのちにかかわる問題です。また、同和問題は社会における経済活動や教育、地域での生活にかかわって起こる問題であり、国民全体にかかわる問題です。昭和40年(1965年)に国の同和対策審議会から出された答申では、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識が示され、同和問題を抜本的に解決するために、国、地方自治体が一体となって積極的に取り組んできました。

本市においては、人権・同和問題の解決を市政の重要課題と位置付け、「北九州市同和対策総合計画」(昭和58年(1983年)度～61年(1986年)度)を策定しました。また、21世紀における総合的なまちづくりの計画である「北九州市ルネッサンス構想」の中に『人権意識の高揚と差別の解消』を掲げ、その実現に向けて、「北九州市人権・同和行政指針」(平成9年(1997年)度～13年(2001年)度)に至るまで数次の計画を策定し、計画的かつ積極的に事業を推進してきました。

平成13年(2001年)度末をもって同和対策のための特別措置法（地対財特法）が法期限を迎えること等から、平成14年(2002年)2月に「北九州市人権・同和行政の基本方針」を策定し、「同和問題解決への取組は多くの人々の努力によって一定の成果をあげているものの、教育、啓発などの分野で課題が残されている。今後は残された課題解決に向けて、同和問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、あらゆる差別の解消を視座に据えて、また、国際的な人権尊重の潮流、国内における人権尊重社会の実現に向けての取組などを踏まえて積極的に施策を推進することが求められている」という基本認識のもと、同和問題解決への取組は、特別対策は基本的には終了し、残された課題の解決への取組は一般対策で適正に実施することとしました。

同和問題は基本的人権にかかわる重要な問題であることから、行政はもとより市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深めるとともに、行政、市民、民間運動団体等がそれぞれ役割を明確にし、それぞれがその役割を遂行する中で相互に連携し、社会全体で同和問題の解決に取り組みます。